防衛装備庁訓令第３号

防衛装備庁における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令を次のように定める。

令和４年３月３１日

防衛装備庁長官　鈴木　敦夫

防衛装備庁における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令

防衛装備庁の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第７号）の全部を改正する。

改正　令和　５年　３月２９日庁訓第　７号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　安全管理等の体制（第３条－第１０条）

第３章　安全管理等のための措置等（第１１条－第２３条）

第４章　個人情報ファイル（第２４条・第２５条）

第５章　雑則（第２６条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）に基づき、防衛装備庁における保有個人情報等の安全管理等に関する必要な措置を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　個人情報　個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。

⑵　個人番号　番号法第２条第５項に規定する個人番号をいう。

⑶　特定個人情報　番号法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

⑷　仮名加工情報　個人情報保護法第２条第５項に規定する仮名加工情報であって、個人情報以外のものをいう。

⑸　保有個人情報　個人情報保護法第６０条第１項に規定する保有個人情報をいう。

⑹　個人情報ファイル　個人情報保護法第６０条第２項に規定する個人情報ファイルをいう。

⑺　行政機関等匿名加工情報　個人情報保護法第６０条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。

⑻　行政機関等匿名加工情報等　個人情報保護法第１２１条第２項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。

⑼　匿名加工情報　個人情報保護法第２条第６項に規定する匿名加工情報であって、行政機関等匿名加工情報以外のものをいう。

⑽　保有個人情報等　防衛装備庁の保有する保有個人情報、個人番号、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報をいう。

⑾　個人番号関係事務　番号法第２条第１１項に規定する個人番号関係事務をいう。

⑿　安全管理等　次に掲げる保有個人情報等につき、当該アからオまでに定める措置をいう。

ア　保有個人情報　個人情報保護法第６５条に規定する正確性の確保及び個人情報保護法第６６条第１項に規定する安全管理

イ　個人番号　番号法第１２条に規定する適切な管理

ウ　仮名加工情報　個人情報保護法第７３条第２項に規定する安全管理

エ　行政機関等匿名加工情報等　個人情報保護法第１２１条第２項に規定する適切な管理

オ　匿名加工情報　個人情報保護法第１２３条第３項に規定する適切な管理

第２章　安全管理等の体制

（総括保護管理者）

第３条　防衛装備庁に総括保護管理者１人を置く。

２　総括保護管理者は、長官官房審議官をもって充てる。

３　総括保護管理者は、防衛装備庁における保有個人情報等の安全管理等に関する事務を総括する。

（機関保護管理者）

第４条　次の表の機関の欄に掲げる機関ごとに、機関保護管理者１人を置き、それぞれ同表の機関保護管理者の欄に掲げるものをもって充てる。

機関	機関保護管理者
内部部局	長官官房審議官
航空装備研究所	航空装備研究所長
陸上装備研究所	陸上装備研究所長
艦艇装備研究所	艦艇装備研究所長
次世代装備研究所	次世代装備研究所長
千歳試験場	千歳試験場長

下北試験場	下北試験場長
岐阜試験場	岐阜試験場長

２　機関保護管理者は、所属する機関における保有個人情報等の安全管理等に関する事務を統括管理する。

（保護管理者）

第５条　内部部局及び施設等機関の課等（課又は課に準ずるものをいう。以下同じ。）に保護管理者１人を置き、当該課等の長をもって充てる。

２　保護管理者は、その保有する保有個人情報等の安全管理等に関する事務を行う。

（保護責任者）

第６条　保護管理者は、部下職員の中から保護責任者を指定するものとする。

２　保護責任者は、その職務上の上級者である保護管理者の行う保有個人情報等の安全管理等に関する事務を補佐するとともに、総括保護管理者の定めるところにより、当該事務を行うことができる。

（保護責任者補助者）

第７条　保護責任者の職務上の上級者である保護管理者は、保護責任者の行う事務を補助するものとして保護責任者補助者を指定することができる。

（監査責任者）

第８条　防衛装備庁に監査責任者１人を置く。

２　監査責任者は、長官官房監察監査・評価官をもって充てる。

３　監査責任者は、防衛装備庁における保有個人情報等の安全管理等の状況について、監査を行うものとする。

（監査員等）

第９条　監査責任者は、所属する機関の職員の中から、職務として監査を行うべき職員（次項において「監査員」という。）を指定して監査に当たらせることができる。

２　監査責任者及び監査員は、監査を行うために必要な限度において、書類若しくは物件の提示を求め、又は関係者に質問し若しくは説明を求めることができる。

（個人情報等保護管理委員会）

第１０条　防衛装備庁における保有個人情報等の安全管理等に関する重要事項の決定、連絡、調整等を行うことを目的として、個人情報等保護管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

２　委員長は、総括保護管理者をもって充てる。

３　委員は、機関保護管理者をもって充てる。

４　委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

５　委員長は関係のある防衛装備庁職員に対し、委員会の出席、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第３章　安全管理等のための措置等

（職員への教育研修）

第１１条　総括保護管理者及び機関保護管理者は、職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他保有個人情報等の安全管理等のための措置に関し必要な教育研修を行うものとする。

２　総括保護管理者及び機関保護管理者は、職員が少なくとも毎年度１回、教育研修を受けられる環境を提供しなければならない。

（職員の責務）

第１２条　職員は、法の趣旨に則り、関連する法令並びに総括保護管理者、機関保護管理者及び保護管理者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報ファイル等の安全管理等のための措置）

第１３条　保護管理者は、所属する職員のうちから、個人情報ファイル、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報、個人番号及び特定個人情報（以下この条及び次条において「個人情報ファイル等」という。）ごとに担当者を指定して、総括保護管理者が定めるところにより、個人情報ファイル等を取り扱わせるものとする。

２　保護管理者は、総括保護管理者が定めるところにより、個人情報ファイル等に記録される保有個人情報等

の安全管理等のための必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（保有個人情報の安全管理等のための措置）

第１４条　保護管理者は、保有個人情報（個人情報ファイル等を除く。以下この条において同じ。）に関する事務に従事する職員に対し、総括保護管理者が定めるところにより、保有個人情報を取り扱わせるものとする。

２　保護管理者は、総括保護管理者が定めるところにより、保有個人情報の安全管理等のための必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（点検）

第１５条　保護管理者は、保有個人情報等の安全管理等の状況について常に把握するとともに、必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を順序を経て総括保護管理者に報告するものとする。

２　総括保護管理者及び機関保護管理者は、所属する機

関の保護管理者に対し、総括保護管理者が定めるところにより、それぞれ保有個人情報等の安全管理等の状況について、定期点検及び臨時点検を行わせ、それぞれ当該点検の結果に応じ、改善措置を実施させるものとする。

３　前項の定期点検は毎年度１回定期的に行わせるものとし、臨時点検は総括保護管理者又は機関保護管理者が必要と認めるときに臨時に行わせるものとする。

４　総括保護管理者は、機関保護管理者に対し、各機関における保有個人情報等の安全管理等の状況について報告を求めることができる。

（監査）

第１６条　機関保護管理者は、所属する機関における保有個人情報等の安全管理等の状況について、総括保護管理者が定めるところにより、監査責任者に、定期監査を行わせるものとする。

２　機関保護管理者は、前項の規定によるもののほか、保有個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損（以下

「漏えい等」という。）が発生し又はその疑いがあり、保有個人情報等の安全管理等の状況を監査する必要があると認めた場合は、監査責任者に、臨時監査を依頼するものとする。

3　監査責任者は、前２項の規定による監査の結果を機関保護管理者に報告するものとする。

4　前項の報告を受けた機関保護管理者は、当該報告の内容に応じ、改善措置を実施するものとする。

5　第１項及び第２項の規定による監査を依頼した機関保護管理者は、当該監査の結果及び前項の規定により実施した改善措置を総括保護管理者に報告するものとする。

6　監査責任者は、第１項及び第２項の規定にかかわらず、保有個人情報等の漏えい等が発生し又はその疑いがあり、防衛装備庁における保有個人情報等の安全管理の状況を監査する必要があると認めた場合は、臨時監査を行うものとする。

7　監査責任者は、特に必要を認めた機関における保有

個人情報等の安全管理等の状況について、臨時監査を行うものとする。

8　監査責任者は、前2項の規定による監査の結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

9　総括保護管理者は、監査の結果を踏まえ、保有個人情報等の安全管理等のための必要かつ適切な措置を講じ、又は機関保護管理者等に当該措置を取らせるものとする。

（漏えい等の報告等）

第17条　職員は、保有個人情報等の漏えい等の発生若しくはその疑い又は個人情報保護法、番号法その他の関連する法令等に違反している事実を知った場合には、直ちに保護管理者に報告しなければならない。

2　保護管理者は、保有個人情報又は特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下この項において同じ。）に記録された特定個人情報の漏えい等その他の保有個人情報又は特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個

人の権利利益を害するおそれがあるものとして、次に掲げるものが生じたときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに総括保護管理者が定めるところにより、当該事態が生じた旨を順序を経て総括保護管理者に報告しなければならない。

⑴　要配慮個人情報（個人情報保護法第２条第３項に規定する要配慮個人情報をいう。）が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑵　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑶　不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑷　保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏え

い等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑸　次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ア　情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

イ　保護管理者が個人番号利用事務（番号法第２条第１０項に規定する個人番号利用事務をいう。）を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ウ　保護管理者が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム及び保護管理者から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

⑹　次に掲げる事態

ア　不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

イ　不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

ウ　不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

⑺　保護管理者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

⑻　次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

ア　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

イ　番号法第９条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

ウ　番号法第１９条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

⑼　前各号に掲げるもの以外の保有個人情報又は特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

３　保護管理者は、前項の規定による報告をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、直ちに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

⑴　概要

⑵　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報又は特定個人情報の項目

⑶　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報又は特定個人情報に係る本人の数

⑷　原因

⑸　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

⑹　本人への対応の実施状況

⑺　公表の実施状況

⑻　再発防止のための措置

⑼　その他参考となる事項

４　機関保護管理者は、第２項に規定する報告のほか、次の各号に掲げる第２項各号の区分に応じて、当該各号に定める期限までに、総括保護管理者に報告しなければならない。

⑴　第２項第１号、第２号、第４号及び第５号並びに第７号及び第８号　保護管理者が事態を知った日から２５日以内

⑵　第２項第３号及び第６号　保護管理者が事態を知った日から５５日以内

⑶　第２項第９号　総括保護管理者が別に定める日

５　機関保護管理者は、必要と認める場合には、第２項の規定にかかわらず同項に規定する措置及び報告を行うことができる。

６　保護管理者は、個人情報保護法第６８条第２項本文の規定又は行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律第２９条の４第１項及び第２項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成２７年特定個人情報保護委員会規則第５号）第５条の規定による本人に対する通知をする場合には、第２項各号（第９号を除く。）に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第３項第１号、第２号、第４号、第５号及び第９号に定める事項を通知しなければならない。ただし、第２項第１号から第４号に定める事態について、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

⑴　本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

⑵　当該保有個人情報に個人情報保護法第７８条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（保有個人情報の利用又は提供）

第１８条　個人情報保護法第６９条第２項（第１号を除く。）の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用し、又は防衛装備庁以外の者に提供する場合には、保護管理者は、順序を経て防衛装備庁長官の承認を得なければならない。

２　保護管理者は、個人情報保護法第６９条第２項第３号及び第４号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第７０条の規定に基づき、提供する相手方に対し、提供先における利用目的、利用業務の根拠法令、利用する記録範囲、利用形態その他の前項の規定による承認の判断に資する事項が記載された文書の提出を求めるものとする。

３　保護管理者は、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供する相手方の利用目的、利用する保有個人情報の秘匿性その他の内容等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載

の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

４　保護管理者は、利用目的のため又は個人情報保護法第６９条第２項第３号若しくは第４号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、総括保護管理者の定める措置を講ずることを求めるものとする。

５　番号法第３０条第１号の規定により読み替えて適用する個人情報保護法第６９条第２項第１号の規定に基づき特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用する場合であって、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意を得ることが困難であるときは、保護管理者は、順序を経て防衛装備庁長官の承認を得なければならない。

（業務の委託）

第１９条　保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、保護管理者は、当該業務に係る保

有個人情報等の安全管理等を行う能力を有する者を選定することができるよう、必要な措置を講ずるものとし、次に掲げる事項について契約条項に規定を設けるとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びに当該業務に係る保有個人情報等の安全管理等の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

⑴　善良なる管理者の注意義務に関する事項

⑵　秘密保持義務、目的外利用の禁止等の義務に関する事項

⑶　安全管理等のための措置に関する事項

⑷　再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。第５項及び第７項において同じ。）の制限又は事前承認その他の再委託に係る条件に関する事項

⑸　当該業務に係る保有個人情報等の利用及び第三者への提供に関する事項

⑹　当該業務に係る保有個人情報等の複製等の制限に関する事項

⑺　契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における当該業務に係る保有個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

⑻　当該業務に係る保有個人情報等の漏えい等の発生時における対応に関する事項

⑼　法令又は契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

⑽　委託終了時における当該業務に係る保有個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

２　前条第３項の規定は、前項の規定による保有個人情報又は個人番号に係る業務の外部への委託について準用する。この場合において、前条第３項中「提供する相手方の利用目的、利用する保有個人情報」とあるのは、「委託する業務の内容、当該業務に係る保有個人情報又は個人番号」と読み替えるものとする。

3　委託先において取り扱う保有個人情報等の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

4　保護管理者は、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性、量その他の事情に応じて、委託先における責任者及び業務従事者の安全管理等の体制及び実施体制並びに当該保有個人情報等の安全管理等の状況について、少なくとも毎年度１回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

5　委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合（再委託先がさらに委託を行う場合等を含む。）には、保護管理者は、委託先に第１項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性、量その他の事情に応じて、委託先を通じて又は自ら前項の措置を実施するものとする。

6　個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、保護管理者はあらかじめ委託先において、防衛装

備庁における安全管理のための措置と同等以上の措置（次項において「同等措置」という。）が講じられていることを確認した上で、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

7　個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際における承認に当たって、保護管理者は取り扱う特定個人情報について同等措置が図られることを確認しなければならない。

8　防衛装備庁の保有する保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、当該派遣労働者を職員とみなして、第１１条、第１３条第１項、第１４条第１項及び第１７条第１項の規定を適用するほか、必要な措置を講じた上で実施させるものとする。

9　前項に規定するもののほか、保有個人情報等の取扱

いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持その他の保有個人情報等の適正な取扱いに関する事項を盛り込むものとする。

（外国にある第三者への提供の制限）

第２０条　保護管理者は、個人情報保護法第７１条の規定に基づき、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び個人情報保護法第６９条第２項第４号に掲げる場合（あらかじめ第１８条第１項に規定する防衛装備庁長官の承認を得ている場合に限る。）を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得た上で、順序を経て防衛装備庁長官の承認を得なければならない。

２　保護管理者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、あらかじめ、次に掲げる事項について当該本人に提供しなければならない。

⑴　当該外国の名称

⑵　適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

⑶　当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

⑷　その他当該本人に参考となるべき情報

3　前項の規定にかかわらず、保護管理者は、第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第1号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第2号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

⑴　前項第1号に定める事項が特定できない旨及びその理由

⑵　前項第1号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4　第2項の規定にかかわらず、保護管理者は、第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第2項第3号に定める事項について情報提供でき

ない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

5　保護管理者は、個人情報保護法第７１条第１項の規定に基づく提供を行った場合には、次に掲げるところにより、当該第三者による相当措置（個人情報保護法第７１条第１項に規定する相当措置をいう。この項及び次項において同じ。）の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、当該本人に提供しなければならない。

⑴　当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

⑵　当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったと

きは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること

6　保護管理者は、個人情報保護法第７１条第３項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当庁が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

⑴　当該第三者による個人情報保護法第７１条第１項に規定する体制の整備の方法

⑵　当該第三者が実施する相当措置の概要

⑶　前項第１号の規定による確認の頻度及び方法

⑷　当該外国の名称

⑸　当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

⑹　当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

⑺　前号の支障に関して前項第２号の規定により保護管理者が講ずる措置の概要

７　保護管理者は、前項に規定する場合において情報の全部又は一部について提供しない場合は、あらかじめ順序を経て防衛装備庁長官の承認を得た上で本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

８　保護管理者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由の具体的な説明をするよう努めなければならない。

（匿名加工情報の提供のための手続）

第２１条　保護管理者は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、総括保護管理者が定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第２２条　保護管理者は、第三者に個人関連情報（個人情報保護法第２条第７項に規定する個人関連情報をいう。以下この条において同じ。）を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、総括保護管理者の定める措置を講ずることを求めるものとする。

（非常時における対応措置）

第２３条　保護管理者は、保有個人情報等について、災害時等の非常時における対応措置を定めるものとする。

第４章　個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第２４条　個人情報ファイルを保有しようとする保護管理者は、あらかじめ、順序を経て総括保護管理者に対し、個人情報保護法第７４条第１項各号に掲げる事項

を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の規定は、個人情報保護法第７４条第２項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

３　保護管理者は、第１項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、その保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが個人情報保護法第７４条第２項第９号に該当するに至ったときは、遅滞なく、順序を経て総括保護管理者に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成）

第２５条　保護管理者は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、個人情報保護法第７４条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第１０号並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第２１条第６項各号に掲げる事項を記載した帳簿（以下この条において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、順序を経て総括保護管理者

に対し提出するものとする。

２　保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、順序を経て総括保護管理者に当該変更があった事項を通知するものとする。

３　保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが個人情報保護法第７４条第２項第９号に該当するに至ったときは、遅滞なく、順序を経て総括保護管理者にその旨を通知するものとする。

４　第１項の規定は、個人情報保護法第７５条第２項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

５　第１項の規定にかかわらず、保護管理者は、個人情報ファイルに記録される項目（以下この項において「記録項目」という。）の一部若しくは個人情報保護法第７４条第１項第５号若しくは第７号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイ

ルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

6　保護管理者は、個人情報ファイルが個人情報保護法第６０条第３項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に個人情報保護法第１１０条各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第１項の規定の適用については、同項中「第１０号」とあるのは、「第１０号並びに第１１０条各号」とする。

7　保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に個人情報保護法第１１７条各号に

掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての前項の規定により読み替えられた第１項の規定の適用については、同項中「並びに第１１０条各号」とあるのは、「、第１１０条各号並びに第１１７条各号」とする。

第５章　雑則

（委任規定）

第２６条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、総括保護管理者が定める。

２　機関保護管理者は、必要があると認めるときは、所属する機関におけるこの訓令の実施に関する細則を定めることができる。

附　則（令和４年３月３１日庁訓第３号）

１　この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２９日庁訓第７号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。